

金融庁が「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」及び「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正案を公表

『会計情報』編集部

金融庁は、平成25年3月27日付けで、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」及び「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正案を公表した。それぞれの概要は次のとおりである。

1. 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」

「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」が公表されたことを踏まえ、監査における不正リスク対応基準の適用範囲及び適用時期を明確化するための規定を改正するものである(監査証明府令第3条、附則)。

これは、財務諸表及び連結財務諸表の監査については平成25年4月1日以後開始する会計期間から適用し、また、中間財務諸表及び中間連結財務諸表については平成26年9月30日以後終了する中間会計期間から適用することとされている。なお、この案についての意見は、平成25年4月26日(金)17時00分(必着)までとされている。

詳細については、金融庁のウェブページ(<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130327-4.html>)を参照いただきたい。

2. 「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正案

「監査における不正リスク対応基準」の設定に伴う環境整備等のため、有価証券報告書等の提出者が「やむを得ない理由」により有価証券報告書等を既定の期間内に提出できないと認められる場合における、有価証券報告書等の提出期限の延長に係る承認(金融商品取引法第24条第1項等)の取扱いを明確化するものである。

これは、原則として、天変地異や大規模なシステムダウン等、あるいは、民事再生手続開始の申立て等などの理由により有価証券報告書等を提出期限までに提出することができないと認められる場合には、提出期限延長の承認を行うこととするものである。なお、この案についての意見は、平成25年4月26日(金)17時00分(必着)までとされている。

詳細については、金融庁のウェブページ(<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130327-1.html>)を参照いただきたい。

以上